

重要な会計方針等

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産	21,083,993,856円
-------	-----------------

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、株式会社日本政策投資銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成20年政令第237号)第1条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法施行令(平成11年政令第271号。以下「旧政投銀令」という。)第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高(貸付受入金残高を控除)の3/1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は3.0/1000である。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

債券発行費

旧政投銀令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、発生した期に全額償却している。

(3) 債券発行差額の償却基準

債券の平均年限に相当する期間(3、4、5、6、7、10、12、15、20、30又は40年間)内で均等償却している。

(4) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は、8,019,301,312円となっている。

(5) クレジットデリバティブ取引

クレジットデリバティブ取引を活用した債務負担行為を行っており、当該取引にかかる信用リスクの引受取引の契約額は1,081,765,800,000円、信用リスクの引渡取引の契約額は583,295,800,000円となっている。

5 重要な会計方針の変更

本年度から、会社法(平成17年法律第86号)の施行に伴い改訂された特殊法人等会計処理基準を適用している。